○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町尾野尻字鏡山五五五の一、五五六の一から五五六の六まで、五五六の八から五五六の一三まで、五五六の一六、字下須五五七の一（次の図に示す部分に限る。）、五五七の二から五五七の一一まで、五五七の一三、五五七の一四、五五七の一八、五五七の三一、五五七の三二、字東高山七六三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鏡山五五五の一・字下須五五七の一・五五七の二・五五七の四・字東高山七六三の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三日

経済産業大臣　武藤　容治

一　特定社会基盤事業の種類　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二　特定社会基盤事業者の名称　ひびき発電合同会社

三　変更前の住所　福岡県北九州市若松区向洋町三十八番九号

四　変更後の住所　福岡県北九州市若松区向洋町三十八番九号

五　変更年月日　令和七年九月一日

○国土交通省告示第九百二十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JD5533	144917	第八正進丸	令和7. 7. 7
JD5578	144987	SHIRAKABA	7. 7. 7
7KSW	144860	第三大師丸	7. 7. 8
JD5541	144750	第十三興徳丸	7. 7. 9
JD5565	144969	みつひろ10	7. 7. 10
JD5517	144895	ブルーグレイス	7. 7. 17
JD5546	144940	第十共栄丸	7. 7. 17
JD5549	144944	第83天神丸	7. 7. 17
JD5548	144942	海洋丸	7. 7. 18
JD5553	144951	たいが	7. 7. 18
JD5567	144971	鶴栄	7. 7. 18
JD5569	144973	第五優昭丸	7. 7. 22
JD5529	144911	第二十八光洋丸	7. 7. 23
JD5564	144968	第七勝丸	7. 7. 24
JD5540	144930	第三生洋丸	7. 7. 28
JD5545	144939	力栄	7. 7. 30
JD5547	144941	陸奥丸	7. 7. 31
JD5562	144935	JFE碧隆	7. 7. 31
JD5528	144909	あいち丸	7. 8. 1
7KSQ	144923	ONE HOUSTON	7. 8. 5
JD5559	144960	ときわ	7. 8. 5
JD5563	144967	第三山田丸	7. 8. 5
JD5555	144957	鶴栄丸	7. 8. 12
JD5570	144974	第七大盛丸	7. 8. 13
JD5515	144893	第五十一和丸	7. 8. 15
7KSM	144912	第十八亀洋丸	7. 8. 18
JD5586	145001	yamato80	7. 8. 18
7KRP	144854	TETHYS HIGHWAY	7. 8. 20
JD5539	144929	幸丸	7. 8. 21
7KRW	144878	SG DAWN	7. 8. 22
JD5543	144936	サミン	7. 8. 22
JD5552	144949	第二十五伸興丸	7. 8. 28

○国土交通省告示第九百二十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JAZK	129788	くろせ	令和7. 7. 2
JD2711	128569	はまなす	7. 7. 2
JE3102	132230	第七十七祐喜丸	7. 7. 2
JKQQ	120114	海洋丸	7. 7. 3
JNUU	133511	かいりゅう	7. 7. 7
JG4820	131143	第八富士宮丸	7. 7. 7
JI3298	128698	フェリーくるしま	7. 7. 9
JG5450	135238	とねかぜ	7. 7. 14
JE2964	132217	第六新興丸	7. 7. 15
JPYK	132190	第151勝運丸	7. 7. 16
JH3148	130033	第六十八漁徳丸	7. 7. 16
JM6373	134463	第三十一周宝丸	7. 7. 17
JG4155	121850	第二十八栄福丸	7. 7. 22
JM5701	130344	フェリーなみじ	7. 7. 22
JM6685	136852	さんふらわあ しれとこ	7. 7. 25
JD2662	140763	丸井丸	7. 7. 28
JD2416	128555	第二十一万泰丸	7. 7. 29
JG5374	136613	第二敦賀丸	7. 7. 29
JD2603	127121	第七十一寿々丸	7. 8. 1
JG3207	114023	第五隠岐丸	7. 8. 4
JFCL	128130	第七開洋丸	7. 8. 12
JG2167	110994	第五十三大春丸	7. 8. 14
JM5790	130489	第一清光丸	7. 8. 14
JL4896	124171	第三十八福吉丸	7. 8. 20
JD4845	143892	磐梯丸	7. 8. 25
JK5002	131736	春光丸	7. 8. 26
JJ3793	132292	新ひめじ	7. 8. 28
JD2413	124478	早来丸	7. 8. 29
JI3615	135039	KESORA号	7. 8. 29

○国土交通省告示第九百二十五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年十月三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　坂井　学

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A221711026	平成7. 10. 20	121910	第七十三千代丸
A05131146	17. 4. 8	130233	第一拓竜丸
A10151047	22. 7. 16	141285	和丸
A18141403	30. 10. 18	124171	第三十八福吉丸
A221711026	令和4. 6. 13	120819	旭丸
A221711025	4. 6. 13	120821	第三旭丸
A24191301 5	6. 8. 30	133511	かいりゅう
A25141401	7. 3. 31	134332	第八大都丸
A25111200 4	7. 5. 30	132190	第151勝運丸